設備の整備に要する経費	二七〇	五三八
合計	八三六	一、二七三
備考 一～四　［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

設備の整備に要する経費	二七〇	五三九
合計	八二二	一、二五五
備考 一～四　［同上］		

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十六号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　文部科学大臣　林　芳正

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）」の下に「、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年度の」を削り、同条第二項中「九千四百三十人」を「九千四百二十九人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十七号

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　文部科学大臣　林　芳正

○厚生労働省告示第三百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上覧に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。	平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上覧に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。
平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一　大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年六月三十日までに当該認可の申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合 二　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合
平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一　大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備を行う場合であって、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表している場合 二　専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であって、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表中平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合の項の規定（下欄第二号に係る部分に限る。）は、平成三十一年四月一日から施行する。